

平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 若山 健彦
(東証 JASDAQ コード : 6862)
問 合 せ 先 取締役経営企画部門長 伊藤 信雄
(TEL 045-591-9228)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 61 回定時株主総会に株式併合および単元株式数の変更を含む定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

2. 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 変更の条件

本単元株式数の変更は、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 61 回定時株主総会において、下記「II. 株式併合について」に関する議案が承認可決されること、および下記「III. 定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

II. 株式併合について

1. 株式併合の目的

上記「I. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するため、当社株式について 5 株を 1 株にする併合（以下「株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

2. 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	普通株式	36,603,832 株
株式併合により減少する株式数 (注)	普通株式	29,283,066 株
株式併合後の発行済株式総数 (注)	普通株式	7,320,766 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 株式併合による影響等

株式併合により、当社の発行済株式総数は 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、株式 1 株当たり純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

3. 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

4. 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	2,866 名 (100.0%)	36,603,832 株 (100.0%)
5 株未満所有株主	22 名 (0.8%)	28 株 (0.0%)
5 株以上所有株主	2,844 名 (99.2%)	36,603,804 株 (100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が 5 株未満の株主様 22 名(平成 29 年 3 月 31 日現在、その所有株式の合計は 28 株です。)が株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

5. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

28,800,000 株

6. 新株予約権の権利行使価額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの権利行使価額を、平成 29 年 10 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前権利 行使価額	調整後権利 行使価額
第2回新株予約権 平成26年2月26日取締役会決議 （株式会社イーアイティーとの株式交換の際に、保有株式数と同数の新株予約権を割当てた各株主）	76円	380円
第4回新株予約権 平成27年9月28日取締役会決議 （当社および当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、監査役および従業員）	103円	515円
第5回新株予約権 平成28年1月19日取締役会決議 （合同会社P T B、Brillance Hedge Fund Limited）	101円	505円
第6回新株予約権 平成28年9月27日取締役会決議 （当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員）	99円	495円

7. 株式併合の条件

株式併合は、平成29年6月28日開催予定の第61回定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されること、および下記「Ⅲ. 定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

Ⅲ. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

- ① 当社および子会社の事業の現状に即し、グループ経営体制の再編を今後、柔軟かつ機動的に行えるよう、現行定款における事業目的について、当社が子会社の事業を自ら営むことができるように変更するものとし、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- ② 業務の効率化を図るため、第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を横浜市都筑区から東京都中央区に変更するものであります。
- ③ 平成29年6月28日開催予定の第61回定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。
- ④ 上記③の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～26. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>27. 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～26. (省略)</p> <p><u>27. スマートフォン認証技術を利用した決済・認証アプリケーションサービスの提供</u></p> <p><u>28. Webコンテンツの企画制作及び保守</u></p> <p><u>29. 広告宣伝・販売促進に関する企画・コンサルティング業務及び販促物の製作販売</u></p> <p><u>30. 企業の買収、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提携、業務提携等の斡旋、仲介及びこれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>31. 会社の経営戦略立案、組織再編、事業再編、企業再生等に関する斡旋及びこれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>32. 投資事業組合財産の運用及び管理</u></p> <p><u>33. 投資事業組合財産持分の募集及び販売並びにその取扱い</u></p> <p><u>34. 投融資に関する評価計算事務及び信用審査の受託</u></p> <p><u>35. 情報処理・情報提供サービスの実施</u></p> <p><u>36. セミナーの企画、運営及び実施</u></p> <p><u>37. 有価証券の売買等の媒介・取次・代理</u></p> <p><u>38. 金銭の貸付及び貸付の媒介・取次・代理</u></p> <p><u>39. 前1. から38. の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによるその会社の事業活動の支配・管理</u></p> <p>40. 前各号に附帯関連する一切の事業</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>横浜市都筑区</u>に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億4,400万株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,880万株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p>

(新設)	<u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。</u>
(新設)	<u>第2条 前条および本条は、平成29年10月1日をもって削除するものとする。</u>

IV. 日程

取締役会決議日	平成29年5月26日
第61回定時株主総会	平成29年6月28日(予定)
定款変更(第2条および第3条)の効力発生日	平成29年6月28日(予定)
株式併合公告	平成29年9月14日(予定)
1,000株単位での売買最終日	平成29年9月26日(予定)
100株単位での売買開始日	平成29年9月27日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款変更(第6条および第8条)の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
端数処分代金支払い	平成29年12月上旬(予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および定款変更(第6条および第8条に関する変更)の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(株式併合後の100株)にて行われることとなります。

以上